

## 第6号様式(第19条関係)

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事	平成24年8月30日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区芝大門1-1-3	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 日本赤十字社 社長 近衛 忠輝 電話 03-3438-1311

主たる業種	一般病院	細分類番号	8 3 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	府内赤十字関連の支部・施設(3病院、1血液センター)が一体となり、省エネ活動を展開し、CO2排出量削減を推進する。						
計画を推進するための体制	エネルギー使用量が原油量換算で1,500KLを単独で超える京都第1赤十字病院、第2赤十字病院を中心として、省エネルギー対策(照明の合理化、エネルギーの転換(重油から電気・ガス等)を実施するための委員会等を設置している。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	15,559.5トン	14,708.9トン	トン	トン	-5.5 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量	15,559.5トン	14,708.9トン	トン	トン	-5.5 パーセント	
	災績に対する自己評価	第1年度は、排出予測に対して、9.6%であった。上記2病院を中心に、排出量の削減に努め、第1日赤病院では、高効率モジュールチラーの更新及び既設ガス吸収式を整備して燃料効率をアップした。第2日赤病院は、既設ガス吸収式冷温水発生器をトップランナー機器に更新した。省エネ専用のBEMSを導入し削減した。EV2基をインバーター制御方式に改修し、消費電力を削減した。					
具体的な取組及び措置の内容	事業の用に供する建物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	病院	事業活動に伴う排出の量 (延べ床面積×1/100)	12.81	12.72			-0.70 パーセント
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価	第1日赤病院では、5カ年計画で実施中の改築整備により原単位(延床面積)が減少					
	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	0.0 トン	70.0 トン	セント	セント	セント		
逆効における自己の自動車等を使用することを控えさせたために実施した措置	(23)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>院内省エネルギー活動の活発化によるエネルギー使用方法の合理化の推進</li> <li>前年度同様、ガス吸収式冷温水発生器をCOPが高いトップランナー機器に更新。</li> <li>初期投資1千万円で、省エネ専用のBEMSを新規導入し精度の高いエネルギーの節減をした。</li> <li>遮熱フィルムを、日照時間の長い部署へ順次導入し空調負荷軽減した。</li> </ul>					
	(24)年度						
	(25)年度						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	措置の内容	京都北部に位置する、舞鶴赤十字病院及び福知山赤十字血液センター以外の京都第一、第二赤十字病院、京都府赤十字血液センター及び京都府支部は自動車通勤を原則認めていない。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	北部は、自動車通勤でないと通勤できない、また京都市内の各事業所には、職員用の駐車スペースはない。					
	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	未実施						
特記事項							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。